

[別 紙]

「(仮称) にほんまつ保育所新築設計業務」

公募型簡易コンペ参加資格条件

参加資格者は(イ)・(ロ)、または(ハ)の者とする。

(イ) 福島県建築設計協同組合の組合員

(ロ) 二本松市内の一級建築士事務所

(ハ) 福島県建築設計協同組合の組合員以外の者で下記①～⑦の条件全てを満たしている者。

記

- ① 建築士法に基づく建築設計業を専業とする者
- ② 福島県内に事業所を有するもの。
- ③ 二本松市の入札参加資格(建築設計)の登録者であること。
- ④ (社)福島県建築士会の会員で、(社)福島県建築士事務所協会または(社)日本建築家協会東北支部福島地域会の会員であること。
- ⑤ 事務所開設後5年以上の経歴を有すること。
- ⑥ 専任の所属建築士2名以上を有し、且つ所属建築士の内1名以上の一級建築士を有すること。
- ⑦ 元請けとして、過去10年間に、事業費総額1億円以上の公共工事(補助事業を含む)に係る設計業務3件以上の実績を有すること。